

本宮市長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 市行財政の円滑な運営を図るため、市長等が市を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準を定めるものとする。

2 交際費の支出にあたっては、支出内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ支出金額が必要最小限の金額となるよう常に努めなければならない。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

(1) 本宮市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの

(2) 本宮市政について顕著な功績があったもの

(3) 災害、事故等のあったもの

(4) 市長が特に必要と認めたもの

(支出基準)

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次の基準に基づき支出することができる。

支出区分	内 容 等	金 額
会 費	各種団体等が行う懇親会等を目的とする会合の出席に係る経費	会費相当額
慶 祝	各種総会、大会、式典、行事等に対するお祝いに係る経費（祝電の場合含む）	実費相当額等
弔 慰	葬儀等における香典、供花、供物等に係る経費（弔電の場合含む）	別表に定める基準による額
見 舞	病気、災害、事故等に対する見舞いに係る経費	社会通念上妥当と認められる額
贈 答	市政運営上、必要な訪問及び陳情並びに来客時等の土産代に係る経費	実費相当額
協賛金 (賛助金)	市費からの助成又は補助がなく、活動の趣旨から公益性が特に認められるものに係る経費	社会通念上妥当と認められる額
激励金	市費からの助成又は補助がなく、市を代表し優秀な成果により功績のあった個人、団体等の激励に係る経費	社会通念上妥当と認められる額
その他	その他市政運営上、市長が特に支出する必要があると認める経費	社会通念上妥当と認められる額

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

(見直し)

第5条 この基準は、交際費の支出内容や支出金額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成30年9月3日から施行する。

別表（第3条関係）弔慰の支出基準

支出条件又は対象者		弔慰金	供花	弔辞	摘 要
議会議員	現 本人	10,000	○	○	
	元 本人	5,000	—	※	※ 弔辞は、議長経験元議員のみ
被功労表彰者	自治功労、特別功労	5,000	—	○	
	一般功労	5,000	—	—	
農業委員会委員		現 5,000	—	○	会長は市長、委員は会長が弔辞
監査委員		現 5,000	—	○	選挙管理委員長は市長、委員は委員長が弔辞
固定資産評価審査委員会委員		現 5,000	—	○	
選挙管理委員会委員		現 5,000	—	○	
消防団	団長	現 5,000	○	○	
	分団長以上	現 5,000	—	○	
交通教育専門員		現 5,000	—	○	
社会福祉協議会長		現 5,000	—	○	
管内市村長	現 本人	※	※	—	※安達地方市町村会内規による
	配偶者、実父母	※	※	—	※安達地方市町村会内規による
地元選出国会、県議会議員		現 10,000	※	—	※安達地方市町村会内規による
四役及び職員	現 本人	10,000	○	○	
	元四役	10,000	○	○	
	市長の配偶者	10,000	○	—	
通年雇用臨時職員		5,000	—	—	
その他市長が特に必要と認める者		※	※	※	※社会通念上妥当と認められる範囲

(注)

1. 「供花」は、原則花環とするが、相手方の意向等の事情がある場合には、「供物」に替えることができる。
2. 記載のないものについては、その都度個別に判断する。